

第 113 号議案

大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 28 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成 27 年条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

別表 20 の項中「又は外国人生活保護関係情報」を「、外国人生活保護関係情報、戸籍関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報」に改め、同表 21 の項中「又は外国人生活保護関係情報」を「、外国人生活保護関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

個人番号を利用する事務において利用する特定個人情報を加えるため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 114 号議案

大田区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 28 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

大田区立障害者福祉施設条例（昭和 58 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 通所施設の部大田区立南六郷福祉園の項を次のように改める。

大田区立南六郷くすのき園	大田区南六郷三丁目 23 番 9 号
--------------	--------------------

別表第 1 の 1 通所施設の部大田区立新井宿福祉園の項中「大田区中央二丁目 13 番 2 号」を「大田区萩中二丁目 10 番 11 号」に改め、同部大田区立くすのき園の項を削る。

別表第 1 の 2 その他の施設の部に次のように加える。

大田区立南六郷くすのき園	大田区南六郷三丁目 23 番 9 号
--------------	--------------------

別表第 1 備考中「大田区立大田生活実習所」の次に「及び大田区立南六郷くすのき園」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）次項及び付則第 3 項の規定 公布の日

（2）別表第 1 の 1 通所施設の部大田区立新井宿福祉園の項の改正規定 規則で定める日

（準備行為）

2 第 3 条の 3 の規定による指定管理者の指定及びこれに伴う手続は、この条例

の施行の日前においても行うことができる。

- 3 区長又は指定管理者は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

(提案理由)

南六郷福祉園が行う事業にくすのき園における事業を加えることに伴い同園を廃止し、施設名を南六郷くすのき園に改称するとともに、短期入所を実施するほか、新井宿福祉園の一時移転のため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。